どうかんきょう

同関協だより

真宗大谷派同和関係寺院協議会

2016年12月31日発行

第 53 号



第53号　主な内容
p 2 - 4　2016年度総会報告・新三役あいさつ
p 5 - 8　「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 -下-　谷元昭信さん
p 9　会員の声「光内真也さん」
p 10 - 11　2015年度事業報告・決算　2016年度事業計画・予算
p 12　新編集委員あいさつ

私たちは

教団内外における部落差別の克服を願いとし

差別に苦しむものが一人でもいる限り　その差別からの解放を自らの課題とする

「同関協」規程前文

新編集委員あいさつ

『同関協だより』第五十三号から編集委員を担当させて頂きます、四国教区土佐組誓願寺の浜口和也と申します。長年「同関協」でお世話になりました父・浜口安宏に代わり、これまでお育て頂きました皆様に引続きご指導賜りたく、宜しくお願い致します。

二〇一六年九月、大谷派教師前期修練にスタッフとして参加させて頂きました。前期修練では部落問題についての講義がありますが、修練生からは「寝た子を起こすな」という意見が寄せられ、若い方の中には「そもそも部落差別を知らない」という方もおられました。かつての宗門のあゆみと差別事象については『部落問題学習資料集』で伺えるにしても、大谷派教師としての今後のあゆみに部落問題がどのように各々の課題として捉えられるか、これまで以上に丁寧な表現と取り組みが必要な時代になった様に感じます。

その修練中に、「この問題を、人権感覚に話すのか、菩提心に話すのか。そこが肝心である」という、かつて道場長であられた和田稠師の言葉を紹介していただきました。

「なぜ真宗のお寺で部落問題を学習する必要があるのか」という積年の疑問に実に端的に返答し、指摘された表現だと思いました。もちろん、この教団があゆんだ歴史を忘れてはいけないという事もありますし、今もなお差別の実態があるからですが、私たちの学びの根幹は、「差別に苦悩する人を生み出さない世界を求め続ける事」であり、それは宗祖が求め続けた道でもあると了解しています。

実状は困難を極め、どのように動けば良いか、全く定まっていませんが、『同関協だより』の編集作業を通して、これからのあゆみを発信していきたいと思います。

四国教区　浜口和也



編集後記

▶2号にわたってお届けした谷元昭信先生の連載記事は、いかがでしたでしょうか。編集委員の想定を超えた力説をいただき、この場を借りて御礼申し上げます。結びにありました「日本における人権政策は危険水域の状態」との警鐘が脳裏を離れません▶世界に目を向けると、アメリカでは人種差別発言を繰り返した候補が次期大統領に選出され、彼の本心は計りかねますが、明らかになったのは人権や平等の精神に不満を持つ国民が彼を選んだ事実。ＥＵでもテロや移民・難民問題に端を発した憎悪が拡散し、右傾化・反人権の波は危険水域に達しています▶国内においては、福島原発から自主避難した生徒のいじめ問題が報道されています。3.11のあの時、我々日本人は東北・福島の悲しみを、我が悲しみとして共有したのではなかったのか？▶武内了温師は「静かに己れを悲しむこころより真実の力は生る」との名言を残されました。己を悲しみ、共に悲しむこころこそが差別を克服し、人権が尊重される世界を創造する力となるのではないでしょうか▶真宗大谷派における解放運動の先駆者である武内了温師。その50回忌を2017年1月15日に迎えます。2017年2月25日には「武内了温先生没50周年記念集会」が兵庫県たつの市で開催されるほか、山陽教区解放運動推進協議会主催の「武内了温師50回忌の集い」が4月19日、姫路船場別院本徳寺で行われます。了温師なくして存在し得なかった「同関協」の一員として参加したいと思います。（編集委員 谷内正孝）



武内了温 師
(1891-1968)

同関協だより 第53号

発行日　2016年12月31日
発行人　松尾英城
発　行　真宗大谷派同和関係寺院協議会　真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局
〒600-8164 京都市下京区上柳町199　☎075-371-9247

＊＊＊＊＊＊　**会費納入のお願い** (年会費3,000円)　＊＊＊＊＊＊

［郵便振込口座番号］**０１０１０・６・２７７０**［口座名］同和関係寺院協議会

2016 総会報告

真宗大谷派同和関係寺院協議会2016年度総会

【協議事項】

① 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会事業報告
② 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会決算書
③ 監査報告
④ 任期満了に伴う役員選出について
⑤ 2016年度真宗大谷派同和関係寺院協議会事業計画（案）
⑥ 2016年度真宗大谷派同和関係寺院協議会予算（案）
⑦ 新会員の承認について
⑧ 三要求について

二〇一六年七月二十六日、しんらん交流館にて二〇一六年度「同関協」総会が開催されました。

今年度は、任期満了に伴う役員選出が行われ、会長に久留米教区徳永寺の松尾英城さん、副会長に三重教区長圓寺の三好龍温さん（留任）、会計に京都教区正明寺の杉本昌俊さんが選出されました。その後、新三役より常任委員七名、専門委員十四名、監査二名が下記のとおり選出されました。

また本紙でも度々掲載しております「三要求」に対しての今後の方針ですが、今年度も継続審議とし、「三要求」そのものが生み出されてきた歴史の検証も含め、役員で慎重に精査を行っていくことが確認されました。

また総会では、二〇一六年熊本地震で被災された「同関協」会員寺院に対し、総会出席者から義援金を募り、対象となる会員寺院に一律で寄付することが話し合われました。結果、二十八万円の義援金が集められ、九月九日付で各寺院へ送金いたしました。

新役員（任期二〇一六年度～二〇一八年度）

会　長　松尾 英城（九州）
副会長　三好 龍温（東海）
会　計　杉本 昌俊（近畿）

常任委員（東海）片山寛隆　米澤典之
（近畿）川端裕敬　吉田　剛
吉田環樹
（九州）草野　等　菊池成明

専門委員（東海）＊保井秀孝　小幡智博
（近畿）村上宗博　椋田隆知
＊高岡聖道　治田裕臣
小谷信裕　岡田克也
光内真也
（九州）岩尾豊文　島津道之
深溝　暁　野上順猷
＊寺本是精

「＊」はブロック代表者

監　査　岡崎真澄
齊藤　惠



あいさつ

真宗大谷派同和関係寺院協議会

会長　松尾 英城

１９７４年１０月に発足した真宗大谷派同和関係寺院協議会。その歩みは部落差別という大きな壁と向き合い、個の尊厳と存在の平等の精神を生き合う人間への回復を願求された先輩方の運動の歴史であります。発足４２年をむかえた今日、大谷派においては部落差別に対する様々な取り組みを実施していますが、本当に宗門人ひとりひとりが自分自身の問題として向き合っているのかとの疑問が残り、取り組みに対する姿勢が次第に弱体化していると言わざるを得ない現状があります。それは、「同関協」規程前文の「差別に苦しむものが一人でもいる」という現実をしっかりと見据える事自体が失われつつあるということでしょう。

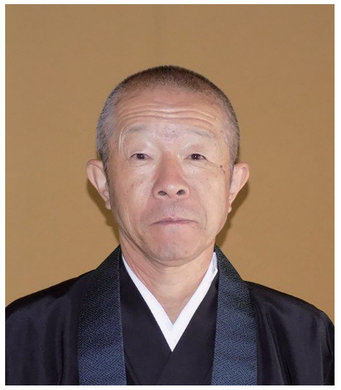
そのような状況下、「同関協」という組織が存在する理由は、水平社創立以来、「親鸞聖人はここにはいない」と指弾され続けている大谷派において、「差別に苦しむものが一人もいなくなる」という人間回復を願い続け、そのことを具現化するというところにあります。そして、その歩みの実践こそが、同朋会運動の願いである宗祖の「御同朋・御同行」の精神を回復することであり、同朋社会の顕現への道となると確信します。それこそが、「親鸞聖人いまします」との応答でありましょう。

わたしは３０年程前、先輩会員の方に誘われ「同関協」に加わらせていただきました。そして、その学びの中で教えていただいた言葉のひとつに、「仏比丘に告ぐ、縁起の法は我が所作に非ず。亦た余人の作にも非ず。然るに彼の如来出世するも、及び未だ出世せざるも法界に常住せり。‥此れ有るが故に彼れ有り、此れ起こるが故に彼れ起こる」（『雑阿含経』）があります。つまり、お互いわたしたちは人として生まれ、人として生きているわけですが、その「いのち」の根源は、縁起の法により「共に生き合う」存在であるということです。

しかし、わたしはそのことを見失い、何時も「悪趣」に堕した生活になってしまっています。なぜ、「共に生き合う」ことを見失ってしまうのか？ということを、聞き思う「時」と「場所」をこの「同関協」でいただき続けています。有り難いことにそれは、図らずもたまわったものだと思っています。

総会においての会長職指名以降、わたしのような者で務まるだろうかという不安が日に日に大きくなっております。どうぞ会員の皆様には、一層のご教示、ご指導、ご協力の程よろしくお願いいたします。

あいさつ



副会長　三好 龍温

この度、副会長に再任されました。

前期は就任早々、長浜・信楽会館にて、「同関協」の活動にご尽力賜りました朝野温知師３３回忌法要の導師を、会長の代理として務めたことが思い返されます。

「法衣をまとって高くとまる教化者ではなしに、裸になって問題の渦中にとびこむ行者でなければならない」（「解放を求めて」『宗教に差別のない世界を求めて - 朝野温知遺稿集（上） - 』）との師のお言葉に、身の引き締まる思いがいたします。

同和関係寺院という名を考えますときに、私は「関係」ということで言うならば、宗門内寺院はすべて部落差別問題と関係があると思っています。

「教団内外における部落差別の克服」という「同関協」の使命を共に歩んでくださる人の誕生を願い、今後も「同関協」メンバーの願いにふれ、力を尽くしていく所存です。



会計　杉本 昌俊

この度、会計の大役を引き継がせていただくことになりました。何かとご迷惑をおかけするかと存じますので、何卒叱咤ご鞭撻をお願いいたします。

全国水平社が創立された翌年、１９２３年に社会課が主催して「地方改善方針第一回協議会」が本山で開催されました。この協議会に私の住持する正明寺住職と門徒３名が参加したことが当時の資料からわかり、私自身、部落差別問題との深いつながりを感じています。

私は兵庫県にある被差別部落内寺院の次男として生まれ、縁あって親類の滋賀県にある被差別部落内寺院の住職となりました。その中で、宗祖親鸞聖人が仰せになられた「弥陀の本願には老少善悪のひとをえらばれず。ただ信心を要とすとしるべし」との言葉と出あいました。この宗祖の心は、そのまま釈尊の説かれた人間絶対平等のみ教えであると受けとめています。

本当にさまざまなご縁が一つひとつ重なり合い、「同関協」と出あわせていただきました。そんな不思議な深いご縁を感じさせていただいております。

今後ともよろしくお願いいたします。

連載（全二回）

「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 －下－

大阪市立大学　非常勤講師　谷元昭信

Ⅳ.「特措法」失効後の同和行政の混乱と人権行政の課題

これらの問題点（前号参照）を乗り越えていく論理と方向性を、運動体は「第三期部落解放運動論」として一九九〇年代初頭から打ち出した。この時のスローガンは、「差別の結果から原因へ」、「部落の内から外へ」、「行政依存から人間的自立へ」という三つであった。このような方向での運動の舵切りを試みたがその目的を十分に達成しきれないままに「特措法」失効を迎えたのである。

二〇〇二年三月末をもって、「特措法」は失効した。「特措法」にもとづく同和行政は三十三年間の幕を下ろし、新たな同和行政への時代に入った。しかし、「同対審」答申の基本精神の無理解や一知半解、および「特措法」時代の同和行政の功罪についての総括がきっちりとなされないもとで、新たな同和行政は一時期混乱を来した。その状況を分析する中から、人権行政として位置づけられた同和行政の今後のあり方への課題を明確にしておくことが大事である。

これは、今日においてもなお継続している問題であり、日本におけるマイノリティ問題の根本的解決や国際人権基準に照らして日本の人権行政が国際的評価に堪えうる「名誉ある地位」（日本国憲法前文）を獲得できるかどうかにかかわる重要な問題を浮かび上がらせるものである。そこに一九九六年の「地対協」意見具申が、部落問題の解決が国の責任であり国民的課題であることに加えて「国際的責務」であると謳った意味があると考える。

（一）「特措法」失効の意味に関わる曲解と誤解（一九九六年「地対協」意見具申の無理解）

「特措法」の失効に伴って、全国的な同和行政をめぐる自治体の状況は、さまざまな対応を露呈して混乱した。例えば、部落問題は基本的に解決したとして同和行政を廃止した自治体、物的事業は完遂したので残る課題は教育・啓発だけであると同和行政を縮小した自治体、「特措法」失効により地区指定は解消されて同和地区も消滅したという同和行政の無理解を示した自治体、さらに「特措法」失効により同和行政の法的根拠は喪失したとの蒙昧性を見せた自治体等々である。また、同和行政を継続する姿勢は堅持したものの「特措法」失効のもとでどのような手法によって行うべきか具体策を持たずに逡巡した自治体が多く存在した。かかる状況は、「同対審」答申や一九九六年の「地対協」意見具申の無理解と部落差別実態を直視し得ていないことに由来した混乱である。

第一に、「部落問題は基本的に解決した」という現状認識は、被差別部落の低位劣悪性という格差面のみをみた実態認識であり、現存する部落差別実態の全体像を捉え切れていない誤りである。

第二に、「残る課題は教育・啓発だけ」という認識も、部落差別実態の全体像を捉え切れていないことからくる一知半解の誤りであり、社会構造や差別事件の領域に対する取り組みを放棄することに繋がるものである。

「同対審」答申五十年の今日的意義と部落解放の展望 −下−

第三に、「地区指定は解消されて同和地区も消滅した」との論理は、曲解も甚だしいものである。「地区指定」は、同和対策事業を執行する上で、行政がその対象地域を線引きしたという便宜上の問題であって、同和地区の存在そのものは客観的な歴史的・社会的問題である。「地区指定」は行政と地元当事者との協議によって行われるものであるが、行政の姿勢や地元の意向によって「地区指定」されなかった同和地区も多数あり、いわゆる「未指定地区」は同和行政の枠外におかれる結果となった。そのような同和地区が千カ所近くにおよんでいる。

この論理は、その後の実態調査の問題についても、「同和地区は既に消滅しているので調査できない」とか、「調査することが差別である」とか、「地区指定が解消しているので調査範囲が特定できない」とかの論理にも援用され、行政調査を行わない論拠として使われている。そのような客観的な事実を見ない論拠がまかり通るとするならば、「特措法」制定以前に行われた「昭和十年調査」や「昭和三十八年調査」など多くの行政調査は、根拠なく実施されたまがいものの調査であり、差別調査であったということになり、これこそ大問題になりはしないのか。まさに噴飯物の論理である。

第四に、「特措法失効により同和行政の法的根拠は喪失した」という論理も笑止千万の論理である。「行政は、法と制度と予算によって動くものだ」としたり顔をしながら、この論理が使われる。しかし、この論理は、同和行政の歴史を無視した冒涜の論理である。戦前においても融和行政が存在してはいたが、とりわけ戦後まもなくの「特措法」のなかった時期から同和行政が実施されていた事実を忘れてはならない。これは、近代社会の原理である「自由・平等」を実現するものとして「憲法」を法的根拠に実施されてきた。ましてや、今日においても、同和行政の法的根拠は、「憲法」・「人権教育啓発推進法」・「国際人権諸条約」・「一九九六年地対協意見具申」というように明白に存在しているのである。その意味では、同和行政における「特別対策」手法の法的根拠はなくなったが、一般対策手法を活用して同和行政を継続させなければならない法的根拠は喪失していないのである。

（二）「特措法」失効に伴う同和行政の転換への無理解

一九九六年の「地対協」意見具申は、今後の同和行政のあり方について、次のように明確にその方向性を提示している。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

ここに示されているように、「特措法」失効に伴う同和行政の転換の意味は、「手法的転換」と「発展的転換」の二つの意味であることは明白である。

第一の手法的転換とは、部落差別実態の変化に伴って、同和行政の手法が「特別対策」重視の手法から「一般対策」運用・活用の手法へという「手法的転換」の意味である。

第二の発展的転換とは、従来の同和行政の限界を克服し、人権行政として同和行政を継続・発展させるという「発展的転換」の意味である。

端的に言えば、「転換」とは従来の同和行政の成果の継承と限界の克服ということである。すなわち、格差是正ということに偏重化した同和行政の目的を、差別の結果へのさらなる取り組み（格差是正）、差別の原因を克服する取り組み（社会構造の改革）、差別の再発防止への取り組み（人権意識の向上と人権社会の創造）へと再編することである。また、同和地区への行政として対象が限定化されてきた同和行政を、周辺地域との一体性およびすべての市民的権利侵害状況の一掃に配慮した施策展開、地域内外を貫くあらゆる生活分野における差別撤廃・人権確立の施策展開へと拡大することである。さらに、特別対策化した同和行政を、差別撤廃・人権確立のために実効力ある手法の採用、特別対策の一般化、一般対策の積極的活用・工夫によって、普遍化していくことである。

（三）「転換」への明確な「同和・人権行政推進計画」策定の必要性

このように見てくると、今後の同和行政においては、「転換」の意味を明確に位置づけた上で、正確な部落差別実態の把握にもとづいて、具体的で効果的な「同和行政・人権行政推進計画」を策定して取り組みを進めていくことが求められていることは明らかであり、その場合次のことに留意する必要がある。

第一点目は、部落差別の総合的な実態把握を行うことである。最低でも「五領域」・「五形態」を視野に入れた総合調査とあらゆる人権課題の実態把握に努めることである。第二点目は、差別撤廃への総合政策を立案することである。福祉・教育・就労・産業・環境・情報分野等での差別撤廃政策の立案と全体を貫く総合的人権政策・差別撤廃政策の立案を行うことである。第三点目は、全行政機構の人権化への改組をすることである。人権委員会や人権部局の設置と部落問題担当部署の明確な位置づけ及び全部局での人権担当者の任命をするシステムを確立することである。

一九九六年の「地対協」意見具申を今後の同和行政・人権行政に即して具体化していくとするならば、このような「転換」への課題が見えてくる。

Ⅴ．部落解放への三大戦略課題

（一）　反差別・人権確立への三大戦略課題

従来の同和行政の限界を乗り越えるための取り組みとして、「部落解放基本法」制定運動や自治体人権条例制定運動、さらに「人権侵害救済法」制定運動などを展開してきたが、今日段階での部落解放にむけた反差別・人権確立への戦略課題は次の三つに設定できると考える。

第一の戦略課題は、国際人権基準を活用した「人権の法制度」確立の課題である。具体的には、次のような取り組みが求められる。一つめは、ヘイトスピーチ（差別憎悪煽動）などの露骨な差別言動を封じ込めていくために、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」等の国際人権諸条約を踏まえた「人権委員会設置法」や「差別禁止法」の制定要求や関連の条例策定の取り組みである。二つめに、差別身元調査根絶にむけた戸籍等不正取得防止への「本人通知制度」の確立と戸籍制度の抜本的改革である。三つめに、冤罪防止にむけた「取り調べの可視化」等による司法の民主的改革の実現である。四つめに、婚外子差別撤廃への民法改正の意義と「子どもの権利条約」の具体的制度化の実現である。五つめに、「障害者差別解消法」と「障害者権利条約」の具体化に向けた制度を充実化していく取り組みである。六つめに、ホームレス問題や刑余者問題等に関する社会的排除・忌避・孤立を生み出さない社会的システムの構築である。

第二の戦略課題は、生活圏域を基盤にした「人権のまちづくり運動」推進の課題である。当面する取り組みとしては、一つめに、「人権のまちづくり」条例の策定と「基本計画」・「実施計画」の具体化である。二つめは、住民参加による「地域福祉計画」の策定と具体化のための人的・施設的ネットワークの確立である。三つめは、自助・共助・公助を基軸にした「新しい公」の創出と「福祉・教育・就労」等の具体的課題の取り組みを通じた協働の「つながりの場」の絶えざる仕掛けである。四つめは、「人権と福祉」の推進施設としての隣保館の拠点化にむけた市町村条例の充実ならびに「隣保館設置運営要綱」（厚労省）の改正およびセツルメント（＊）的隣保事業の推進強化である。五つめは、人権のまちづくりを持続可能な取り組みにしていくために、地域経営やソーシャルインクルージョンの視点を持った社会的企業（コミュニティビジネス）の立ち上げや運営への支援体制の確立である。

＊セツルメント　【settlement】
宗教家や学生などが、都市の貧困地区に宿泊所・授産所・託児所その他の設備を設け、住民の生活向上のための助力をする社会事業。また、その施設。隣保事業。『広辞苑第六版』（岩波書店 2008年）

第三の戦略課題は、人間のありようを見据えた「人権教育・啓発」推進と深化の課題である。このために必要な取り組みの一つめは、人権教育・啓発推進法や「人権教育のための世界プログラム」の具体的活用である。二つめは、従来の同和教育の総括に基づく積極的成果に対する普遍的言説化とその継続的発信の強化である。三つめは、人権教育・同和教育の充実・発展こそが道徳教育を深化させるという統一的理解と実践の推進である。四つめは、人権に関わる個別の教育的諸課題（同和教育・女性学・障がい学・多文化共生教育等）に対し、普遍的な人権を基礎に据えて裾野を広げ、個別と普遍の有機的結合を図るとともに、日本の実情に応じた人権教育の全体構想についての議論の展開が急務であり、具体的な学習のカリキュラムや教材、学習方法論の創造である。

以上のような部落解放への三大戦略課題を推し進めるもとで、「よき日」の実現を確かなものにしていくことができると確信する。終筆にあたり、今後の三大戦略課題の遂行と不可分である国際人権基準と差別撤廃への五方策を確認しておきたい。

（二） 国際人権基準の確認と差別撤廃への五方策の推進

周知のように、戦争に対する深刻な反省から、一九四八年十二月十日に「世界人権宣言」が国連総会で採択された。この宣言の基調は、「平和確立の基礎は人権確立であり、人権確立の基礎は、差別撤廃である」ということである。この宣言を具体化していくために、国際人権規約や人種差別撤廃条約などをはじめとして今日まで三十二の人権関係諸条約が作られている。

この「宣言」や「条約」が国際人権基準として機能しているが、とりわけ、差別撤廃に関わっての主要な五つの基本方策を深く胸に刻みながら反差別・人権確立の取り組みを進めていくことが肝要である。

第一方策は、「差別の法的禁止と被害者救済および差別的な法制度の改廃」である。この根底には「差別は犯罪であり、犯罪は法的に禁止される」との国際認識がある。第二方策は、「差別の結果に対する積極的是正・救済措置」である。積年の差別の結果によりもたらされた個人や集団に対する不利益は、公的責任において積極的な是正・救済措置をとることが義務づけられるのである。重要なことは、この積極的措置は「平等の実質化」をはかる具体的措置であり、「平等の原則に反しない」との基本姿勢を堅持することである。

第三方策は、「差別意識の克服に向けた人権教育・啓発の強化」である。差別意識の克服は「教育に始まって教育に終わる」と言われるように、教育・啓発が決定的に重要である。したがって、公教育やメディアにおける人権教育・啓発の取り組みが義務づけられる。第四方策は、「共生の権利の承認」である。共生の権利は、「人間の尊厳」や「生存権（生命権）」とともに人権概念におけるもっとも核心的な部分である。人間は、一人ひとりの尊厳において平等であるが、一人ひとりがすべて違いをもっているかけがえのない唯一無二の存在であることを確認し、「違いを認め合いながら共に生きていくこと」の承認である。

第五方策は、「国内人権機関の設置による差別の防止・救済策と人権伸張政策の実施」である。国連段階では、一九八〇年代までに人権基準に関する設定作業をほぼ終えたとの認識にもとづき、一九九〇年代からは、この国際人権基準を各国が責任をもって遵守し伸張させていくことを要請し、その国内実施機関としての国内人権機関の設置を求めた。国内人権機関のあり方については、一九九一年に「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）勧告を採択し、一九九三年の国連総会で採択した。それ以降、各国で設置される国内人権機関はパリ原則に基づくことが義務化されている。二〇一二年時点では、既に百カ国を超えて国内人権機関が設置されているが、アジア地域では十七カ国にとどまっており、先進国である日本の未設置状況に対する国際的な批判が集中している。

二〇〇二年に小泉政権により国会提出された「人権擁護法案」（廃案）や二〇一二年に野田政権のもとで閣議決定まではしたが国会提出に至らなかった「人権委員会設置法案」などは、国内人権機関の設置を柱とする法案であり、日本の人権政策確立にとっての試金石である。二〇一二年十二月に発足した第二次安倍内閣は、「人権委員会設置法案」に反対表明をして完全に黙殺した状況が続いており、日本における人権政策は危険水域の状態である。

（了）

Member's Voices

会員の声

四国教区 光内 真也さん

四万十のほとりにて

自坊は高知県西南部、応仁の乱以降土佐の国司であった一条氏の居城があった四万十市（旧中村市）にある。開基以来、土佐の国幡多ノ庄、１５ヵ村の被差別地区の真宗惣道場として、４００年余りを地域の人々と共に法灯をいただき歩んできた。現在、四国教区の大谷派の被差別地区の寺院は、自坊から独立開基した３ヵ寺を含め４ヵ寺のみである。

私はどちらかと言えば父母の思いを省みることなく、さしたる苦労もせずに好き放題に生きてきた。寺を継ぐなどとは一度も考えたことがなく、得度を受けたのもただ何となくだった。父の法務の忙しい時などに法務をするのが「家事手伝い」くらいの感覚であった。長い間、ただ穏やかな日々をここで過ごせればそれでいいと思ってきた。

学校を卒業し高校の教員としての日々を過ごす中で、その考えは徐々に変わっていく。特に教員７年目に「同和教育主任」となってから、今まで法要のために訪問していた同じ家に「同和教育主任」として入っていくことがいかに大変なことなのかを思い知らされ、そのことが逆に自坊の置かれた意義やその歴史を振り返る大きな転機ともなった。

高知県はいわゆる義務教育の教科書無償化闘争に象徴される戦後の「福祉教員（＊）」による家庭、行政を巻き込んでの熱意ある解放運動によって大きな成果を残し、「同和教育」の先進県と言われてきた。しかしながら、中には真摯な解放運動を中傷する組合や教育現場に介入し、学校の方針さえも変えようとする運動団体などの悲しい過去の姿もそこにはあった。

この３０年間でわかってきた事は、学校も行政も失敗を恐れるものだということである。「恐れ」は間違いを気づきにくくし、認めにくくもする。その結果がいじめによる自殺だったならばなんと大きな「恐れ」であろうかと思う。いじめを受けている子どもに寄り添わず、苦悩する心の声を聞かず、いじめの事実を知りながら「事実はなかった」と言う人が教育者なら、そのことのほうがよほど「恐ろしい」。

私は自分自身も気づかないことで多くの人を傷つけてきているのだと言い切れる。また、取り返すのは今しかないとも思っている。

今後は仏縁により巡り会った「同関協」の方々に、惰眠から目覚めたばかりの私を正しい方向へと導いていただきたいと切に願うものである。

正直言えば、四万十川のほとりの小さな寺で憂いのない穏やかな日々を過ごせればそれでいいと今も思っているけれど。

＊【福祉教員】
貧困等を理由に長欠・不就学の児童への対策として、１９５０年、高知県に導入された。
学校に行けない子ども達の家庭に昼夜の別もなく訪問し、保護者・地域に寄り添って就学の支援をした。

２０１５年度 「同関協」 事業報告・決算

《２０１５年》

７月　７日　第１回三役会
７月１３日　第１回４０周年記念誌編集会議
７月１９日　２０１４年度会計監査
７月２２日　２０１５年度総会
７月２３日　第１回常任・専門委員会
７月３０日　第２回４０周年記念誌編集会議
８月２４日　第２回三役会
８月２８日　４０周年記念誌『熱と光を求めて』発行
９月３０日　第３回４０周年記念誌編集会議
１０月１９日　第１回『同関協だより』第51号編集会議
１１月１８日　第２回『同関協だより』第51号編集会議
１１月２０日　第３回三役会
１２月　８日　第１回三役・ブロック長会議
１２月１０日　第３回『同関協だより』第51号編集会議
※『同関協だより』第51号発行

《２０１６年》

１月１９日　第２回常任・専門委員会
２月3～5日　２０１５年度現地研修会　鳥取県全域
３月　３日　第１回『同関協だより』第52号編集会議
３月　９日　部落問題学習会
４月１２日　第４回三役会
４月１３日　第２回『同関協だより』第52号編集会議
５月１２日　第３回『同関協だより』第52号編集会議
５月２３日　第２回三役・ブロック長会議
６月１３日　第３回常任・専門委員会
※『同関協だより』第52号発行

２０１５年度真宗大谷派同和関係寺院協議会決算書

自 ２０１５年７月１日　至 ２０１６年６月３０日

歳入の部　3,912,918 円
歳出の部　3,161,187 円
歳入歳出差引剰余金　751,731 円

歳　入　の　部

項	目	項　目	収入額	予算額	比較増減	備考
1	1	会　　費	327,000	300,000	27,000	@3,000*109ヵ寺
2	1	本山助成金	2,500,000	2,500,000	0	
3	1	繰　越　金	1,050,873	1,050,873	0	前年度より繰越金 40周年特別事業費含む
4	1	雑　収　入	35,045	9,127	25,918	寄付・銀行利息・本代
		合　　計	3,912,918	3,860,000	52,918	

歳　出　の　部

項	目	項　目	支出額	予算額	比較増減	備考
1		会　議　費	1,382,000	1,750,000	△ 368,000	
	1	総　会　費	495,000	510,000	△ 15,000	旅費・宿泊補助　懇親会助成
	2	常任・専門委員会費	701,000	960,000	△ 259,000	常任・専門3回・三役4回
	3	三役・ブロック長会議費	174,000	260,000	△ 86,000	2回
	4	会計監査費	12,000	20,000	△ 8,000	
2		事　業　費	913,653	1,080,000	△ 166,347	
	1	組織拡充費	245,313	180,000	65,313	現地研修会
	2	会　報　費	518,970	820,000	△ 301,030	『同関協だより』・編集会議6回
	3	事務局運営費	149,370	80,000	69,370	事務局手当・弔慰費等
3		ブロック活動助成費	195,000	260,000	△ 65,000	
	1	ブロック活動助成費	195,000	260,000	△ 65,000	3ブロック助成
4		発　送　費	81,631	120,000	△ 38,369	
	1	発　送　費	81,631	120,000	△ 38,369	
5		40周年特別事業費	588,903	626,500	△ 37,597	
	1	40周年特別事業費	588,903	626,500	△ 37,597	編集会議3回・印刷代等
6		予　備　費	0	23,500	△ 23,500	
	1	予　備　費	0	23,500	△ 23,500	
		合　　計	3,161,187	3,860,000	△ 698,813	

２０１６年度 「同関協」 事業計画・予算

《２０１６年》

７月　５日　２０１５年度会計監査
７月２６日　２０１６年度総会
７月２７日　第１回常任・専門委員会
９月１３日　第１回『同関協だより』第53号編集会議
９月２７日　第１回三役・常任委員会
１１月　１日　第２回『同関協だより』第53号編集会議
１２月　５日　第３回『同関協だより』第53号編集会議
１２月１９日　第２回三役・常任委員会

☆ 各ブロック協議会（上半期）
☆『同関協だより』第53号発行

《２０１７年》

１月　第１回三役会≪解放運動推進本部との協議≫
２月　第３回三役・常任委員会
３月　２０１６年度現地研修会（３月１～３日）
４月　第１回『同関協だより』第54号編集会議
４月　第４回三役・常任委員会
５月　第２回『同関協だより』第54号編集会議
６月　第３回『同関協だより』第54号編集会議
６月　第２回三役会≪解放運動推進本部との協議≫
６月　第２回常任・専門委員会

☆ 各ブロック協議会（下半期）
☆『同関協だより』第54号発行

※ ブロック協議会は年２回を目途に開催
※ 部落問題学習会を三役・常任委員会後に開催

２０１６年度真宗大谷派同和関係寺院協議会予算

自 ２０１６年７月１日　至 ２０１７年６月３０日

歳入の部　3,460,000 円
歳出の部　3,460,000 円

歳　入　の　部

項	目	項　目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1	1	会　　費	300,000	300,000	0	@3,000*100ヵ寺
2	1	本山助成金	2,400,000	2,500,000	△ 100,000	
3	1	繰　越　金	751,731	1,050,873	△ 299,142	前年度より繰越金
4	1	雑　収　入	8,269	9,127	△ 858	寄付・銀行利息
		合　　計	3,460,000	3,860,000	△ 400,000	

歳　出　の　部

項	目	項　目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1		会　議　費	1,740,000	1,750,000	△ 10,000	
	1	総　会　費	640,000	510,000	130,000	旅費・宿泊補助・懇親会助成
	2	常任・専門委員会費	1,080,000	960,000	120,000	三役・常任4回、常任・専門2回、三役4回
	3	三役・ブロック長会議費	0	260,000	△ 260,000	廃目
	4	会計監査費	20,000	20,000	0	
2		事　業　費	1,280,000	1,080,000	200,000	
	1	組織拡充費	300,000	180,000	120,000	現地研修会
	2	会　報　費	900,000	820,000	80,000	『同関協だより』・編集会議6回
	3	事務局運営費	80,000	80,000	0	事務局手当・弔電費
3		ブロック活動助成費	320,000	260,000	60,000	
	1	ブロック活動助成費	320,000	260,000	60,000	3ブロック助成
4		発　送　費	100,000	120,000	△ 20,000	
	1	発　送　費	100,000	120,000	△ 20,000	
5		40周年特別事業費	0	626,500	△ 626,500	廃項
	1	40周年特別事業費	0	626,500	△ 626,500	廃目
6		予　備　費	20,000	23,500	△ 3,500	
	1	予　備　費	20,000	23,500	△ 3,500	
		合　　計	3,460,000	3,860,000	△ 400,000	